

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は履行していないと、申立期間②は明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和44年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年12月から平成元年3月までの間、同一企業グループの事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、両申立期間における異動日の分かる資料は持っていないが、申立期間①については、昭和42年4月1日付けでA社からB社へ異動し、申立期間②については、44年10月1日付けでB社から改めてA社へ異動した時期だったことを記憶している。また、私が所属していた各事業所の経理部門は同じ建物内の同一フロアにあったので、異動とは言っても、座る机が変わるといった程度で、各申立期間中もその前後と変わりなく、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、申立人の複数の元上司及び元同僚による供述などから、申立人が昭和36年12月11日から44年8月31日までの間、同一企業グループ内の事業所に継続して勤務し(A社からB社へ異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動日を特定できる人事記録等の資料は無いものの、申立人が昭和42年4月1日付けの異動であったと記憶していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所(当時)の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険料の納付状況は不明である。しかし、事業主が申立人の資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は資格喪失日を同年3月31日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②については、前述した複数の元上司及び元同僚に加え、申立人が氏名を挙げた当時の複数の元部下による供述などから、申立人が当該期間中も途切れることなく、同一企業グループ内の事業所に勤務し(B社からA社へ異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動日を特定できる人事記録等の資料は無いものの、申立人を始め、前述の元部下が昭和44年10月1日付けの異動であったと記憶していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和44年8月の社会保険事務所の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は昭和50年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に A 村（現在は、B 市）に帰郷し、その後、国民年金に加入した。国民年金保険料は、2、3 か月分ずつ納付したり、まとめて納付したりしていた。当時のことはよく覚えていないが、船員保険の加入期間以外の期間については、国民年金に加入して保険料を納付しているはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳及び A 村の国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、同名簿の昭和 55 年度の「補記」欄には、「納付 51 月」と記載されているところ、当該納付月数は、申立人に係る特殊台帳に記載されている昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料の納付済みの月数と一致しており、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「船員保険被保険者期間を除く期間は、全て国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。」と述べているが、申立人の年金記録を見ると、複数の未加入期間及び未納期間が存在しており、申立人の主張と異なっている上、これらの期間のうち、申立期間①及び②のみを申し

立てたことについて、申立人は、「特に理由は無い。以前から役場に不信感を持っていたので申し立てた。」と述べているなど、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとする根拠が明確でない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間、60年4月から同年6月までの期間、61年4月から同年6月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで
③ 昭和61年4月から同年6月まで
④ 昭和62年4月から同年6月まで

私は、昭和59年度から62年度にかけて、7月分以降の国民年金保険料は納付しなかったが、4月から6月までの3か月分の保険料については、年度初めに自宅に集金に来ていたA市役所B支所の職員に納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年3月27日にその夫と夫婦連番でA市に払い出されていることが確認できるところ、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとするその夫は、申立期間②、③及び④の保険料については、申立人と同様に未納となっている上、当時申立人と同居していたとするその長男も、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納となっていることがオンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿により確認できるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「長男が中学生ぐらい、三女が幼稚園生ぐらいの頃に、自宅に集金に来ていたA市役所B支所の職員に国民年金保険料を納付した。」と述べているところ、申立期間①の時点で、その長男は20歳、三女は12歳になっていることが確認でき、申立人の主張と異なっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、申立期間当時の家計簿から転記したとするメモを提示したが、当該メモを作成した時期及びその内容等についての記憶が明確でない上、申立人が当該メモを社会保険事務所(当時)に持参した際に追記されたものと考えられる記載が複数見られることなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる客観的な資料とは認められず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
私は申立期間中、A社で職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、就職の際、私の自宅まで迎えに来た申立事業所の総務課長に伴われ上京しているなど、当該事業所で働いたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に当たる昭和 46 年 5 月 2 日から同年 10 月 20 日までの間、A社（現在は、B社）に雇用されていることが確認できる。

しかし、B社では、当時の関係書類を保管していないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が挙げた申立事業所における申立期間当時の元総務課長から聴取した結果、申立人の氏名を覚えていないとした上で、「申立事業所では当時、3か月ほどの見習期間を設けており、その期間には厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているほか、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に掲載されている申立期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた4人から、「申立事業所では、入社から3か月、4か月程度の試

用期間があったので、私も入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員をその勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。